

## 那珂市空き家等の適正管理に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるものほか、空き家等の適切な管理に関する必要な事項を定めることにより、安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかの状態にあるものをいう。
  - ア 建物その他工作物が倒壊し、若しくは破損し、又はその他建築資材が飛散して、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
  - イ 不特定の者が容易に侵入できることにより、犯罪、火災等を誘発するおそれがある状態
  - ウ 樹木又は雑草の繁茂、衛生害虫等の発生により、周辺の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤若しくは通学する者をいう。

### （情報提供）

第3条 市民等は、適正な管理がなされていない空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

### （実態調査）

第4条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき、又は適正な管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の状態、当該所有者等の情報その他必要な事項について実態調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の実態調査を行うに当たって、必要な限度において、職員を当該空き家等その他必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入調査をする職員は、那珂市職員服務規程（昭和55年那珂町訓令第13号）第5条に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### （助言、指導及び勧告）

第5条 市長は、前条に規定する調査の結果、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、適正な管理に必要な措置について助言し、又は指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導（以下「助言等」という。）を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて、当該空き家等を適正に管理するために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

### （命令）

第6条 市長は、当該所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は当該空き家等が著しく管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第7条 市長は、当該所有者等が前条の規定による命令に正当な理由なく従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、第5条及び第6条の規定による、助言等、勧告又は命令に係る空き家等が管理不全な状態により市民等に危険が生じるおそれがあると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、緊急に当該危険を回避するために必要な最低限の措置を行うことができる。

2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該所有者等から措置に要した費用を徴収するものとする。

(代執行)

第9条 市長は、第6条の規定による命令を受けた当該所有者等が命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、管理不全な状態にある空き家等に危険を回避するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察、消防その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。